

東松島市中小企業育成融資制度

◎中小企業育成融資

種 類	貸付限度額	期 間
設 備 資 金	20,000,000 円	10年以内(据置12ヶ月以内可能)
運 転 資 金		7年以内(据置12ヶ月以内可能)
設備・運転資金併用		

☆ 保証料 全額を市が負担

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を活用した場合、上乗せ分の保証料も市が全額負担

☆ 利 率 長期：1.9% 短期：1.5%

☆ 連帯保証人 法人事業者の場合：必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

個人事業者の場合：原則として連帯保証人は不要

☆ 注意事項 原則として事業用車両(トラック、クレーン車、重機等)のみを対象

※普通車の場合は、車両の側面に「事業所名」を表示すること。

(マグネットシール等、容易に取外しできるものは不可)

～ 申込者の資格条件 ～

- ・ 法人：市内に法人登記を有する方
- ・ 個人：市内に居住し、かつ、市内に店舗または事業所を有する方
- ・ 市税等の滞納がなく、債務を弁済できる資力のある方
- ・ 金融機関から取引停止を受けていない方で、保証協会の保証の対象となる方

～ 連帯保証人の資格条件 ～

宮城県内に引き続き1年以上居住し、市税等の滞納がなく、債務の全部を弁済し得る能力が認められる方

～ 申し込み～

取扱金融機関に申し込み下さい。なお、融資の実行には審査があり、審査の結果、融資できないなどの希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

～ 添付書類 ～

- ・ 斡旋資金による事業計画
- ・ 最近における収支実績または決算書(2期分)
- ・ 納税証明書又は市税等に滞納がないことの証明願(本人及び保証人ともに必要)
- ・ その他参考となる資料

～ 取 扱 金 融 機 関 ～

七十七銀行(矢本支店)、石巻信用金庫、石巻商工信用組合